

# 2020年度糸満市市民提案型まちづくり事業 募集要項

## 事業の目的

糸満市では、市民団体及びグループ等（以下「市民団体等」という）が、自主的・主体的に企画実施するまちづくり事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することを目的とします。

## 補助の対象となる団体

- ・主たる活動の場が糸満市内であること
  - ・5名以上で構成され、その過半数が市内に在住、在勤、若しくは在学している
  - ・市民団体等として規則等を有し、代表者、役員等が定められている
- （1団体につき原則として通算2回までとします。ただし、最終交付の年度から2年経過した団体に関しては、再度申請を行うことが出来ます）

次の条件のいずれかに該当するものは補助の対象にはなりません

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・地区住民の交流会、その他の親睦会的な事業
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- ・公益性を欠くもの

## 補助の対象となる事業

市民団体等が住みよい地域社会実現のために、地域の活性化や地域の課題解決を目的として、糸満市内で実施し、自主的に取り組むまちづくり事業に補助します。

- ・これから活動を始めようとする市民団体等が行うまちづくり事業
  - ・糸満市内で活動している市民団体等が行う新たなまちづくり事業
- （これまで行っている取り組みを広げたり、ステップアップさせる取り組みも対象です）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で生じる課題や、困難な環境を打開する新たな事業

## 補助金額

1団体につき、上限10万円

## 申請期間

第1回：令和2年7月1日（水曜日）から7月27日（月曜日）まで

第2回：令和2年8月3日（月曜日）から8月28日（金曜日）まで

## 補助対象事業に対する申請等

- ・市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・市民提案型まちづくり事業提案書（別紙1）
- ・事業収支予算書（別紙2）
- ・規則（規約・会則など）

- ・構成員名簿
- ・その他補助金の交付に関し参考となる書類等

**補助事業実施期間**

交付決定の日から2021年2月27日（金曜日）まで

**スケジュール**

	第1回	第2回
2020年7月	申請（締切：7月28日まで）	
8月	審査会・結果通知・市長表敬訪問・概算交付説明会・事業開始	申請（締切：8月27日まで）
9月		審査会・結果通知・市長表敬訪問・概算交付説明会・事業開始
2021年2月	実績報告書の提出	実績報告書の提出
3月	補助金の確定	補助金の確定

**募集要項・申請用紙入手方法**

ダウンロード

糸満市ホームページ

<http://www.city.itoman.lg.jp/>

市民活動支援センターまちテラス ホームページ

<https://www.mahiterrace.com/>

配布

糸満市役所3階北側 市民生活環境課

- ・平日午前8時30分から午後5時15分まで（祝日は除く）

糸満市市民活動支援センター まちテラス

- ・平日午前9時から午後6時まで（祝日は除く）

**応募方法**

市民活動支援センターまちテラスへお持ち込みか郵送

（ファクシミリ・Eメールによる応募は受付できません）

## 補助の対象となる費用

費用	説明
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイト等含む）の人件費 ※団体構成員に対するものは除く
謝礼金	講師、専門家、出演者等への報償・謝礼金 ※団体構成員に対するものは除く
旅費	本市への招聘旅費等（航空チケット、宿泊料、タクシーを除く公共交通機関運賃）
消耗品費	材料・燃料等、消耗品の購入費 ※商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費は除く
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、印刷にかかる費用
通信運搬費	事業実施に必要な切手・はがきの購入代金
委託費	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料	機械類の賃借（レンタル）料
賃借料	イベント会場等の使用料
保険料	保険料等（火災、地震等の家屋にかかるものは除く）
備品購入費	備品（3万円以下の経費）
その他	事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

## 補助の対象とならない費用

費用	説明
食糧費	食事、弁当、茶菓子など、会議の来客用でも不可
光熱水費	団体の経常的な運営にかかる経費（事務所の光熱水費など）
その他	領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費事業実施に直接かかわらない経費、社会通念上適切でない経費、市長が必要と認めない経費

## 審査

審査委員会による審査を行い、交付対象事業を決定します

## 審査委員

「糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」にもとづき、糸満市職員1名、有識者4名、計5名の審査委員で構成します。

## 審査会

第1回審査会

日時：2020年8月2日（日曜日）午前10時

会場：糸満市場いとまーる 多目的教室

第2回審査会

日時：2020年9月6日（日曜日）午前10時

会場：糸満市場いとまーる 多目的教室

## 審査方法

1団体あたり所定時間15分

- ・事業説明（プレゼンテーション）5分
- ・質疑応答 10分

## 審査基準

以下に基づき審査を行います

- ・不特定多数の市民の利益やサービスの向上につながる事業であるか
- ・課題解決に向けて、発想や手法などが他に先駆けているか
- ・地域の人を巻き込み、他の団体や地域で取り組める内容であるか
- ・具体的かつ実現可能で継続・発展の可能性がある事業であるか
- ・適正な予算の積算で事業を遂行出来る実績や体制であるか

その結果を市長へ提出し決裁によって採択団体が決定します。

## 補助金の概算交付

事業の実施（事業完了前に補助金を交付（9割を上限として概算払い）することができます。希望する場合は、事前に書類を提出して下さい。また、団体名義の預金通帳が必要となります。

## ご応募にあたり

採択団体は、補助金額をはじめ団体名、代表者、所在地、活動内容を公表させていただきます。

公表媒体

糸満市（ホームページ・広報いとまん）

市民活動支援センターまちテラス（ホームページ、Facebook、Instagram、LINE@、Twitter、YouTube「まちテラスTV」、広報誌「MACHITERRA」）

## **留意点**

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の条件を回避する形をとること。
- ・提案事業の内容によっては、採択した場合でも外出自粛やイベント自粛等の関係から実施を取りやめていただくことがあります。

## **応募・お問い合わせ先**

糸満市市民活動支援センター まちテラス

〒901-0361 糸満市字糸満989番地の83 糸満市場いとまーるE-1

電話：098-851-8002（祝日を除く平日 午前9時から午後6時まで）

Eメール：info@machiterrace.com